

第3章 災害予防計画

- 第1節 水害・土砂災害予防計画
- 第2節 建築物等災害予防計画
- 第3節 火災予防計画
- 第4節 危険物等災害予防計画
- 第5節 文化財災害予防計画
- 第6節 災害危険区域の指定計画
- 第7節 防災業務施設整備計画
- 第8節 災害備蓄物資・資機材整備・調達計画
- 第9節 自主防災組織育成計画
- 第10節 防災知識普及計画
- 第11節 防災訓練計画
- 第12節 避難収容計画
- 第13節 避難行動要支援者等支援計画
- 第14節 医療保健計画
- 第15節 災害ボランティア計画
- 第16節 防災関係機関等における業務継続計画
- 第17節 受援計画
- 第18節 公共施設等災害予防計画

第1節 水害・土砂災害予防計画

第1 水害対策

町は、国及び県により水防法（昭和24年法律第193号）第14条に基づく浸水想定区域の指定があったときは、御船町地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。

- 1 洪水予報等の伝達方法
- 2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 3 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は、御船町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第2 土砂災害対策

町は、県により土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、御船町地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 警戒区域内に要配慮者利用施設（急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 5 救助に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生の恐れがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。

第3 内水対策

近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、町中心部では、豪雨時において一部水路で排水能力を超過した水が道路、民地に溢れる内水被害が発生している。

町は、昨今の全国的に頻発している豪雨の発生を踏まえ、早急に対策を検討するため、庁内関係課等による情報共有を図りながら、豪雨時の効果的な内水対策を検討し、具体的な取り組みを進めていくものとする。

第4 汚水処理施設対策

下水道の機能が麻痺すると住民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、管渠については、浸水に対する必要な対策を講じるものとする。

第5 土地利用の適正化

平成24年7月の熊本広域大水害や平成29年7月の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨など、全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第6 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

第3章 災害予防計画

第2節 建築物等災害予防計画

平成24年7月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動をとることは現実的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

これらの災害を通して得られた教訓は、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」の考えである。

町は、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組みを広め、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

住民の適切な避難や防災活動に資するよう、風水害の発生危険箇所の把握に努め、ハザードマップ等を適宜更新して、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について、普及啓発を行うものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域は、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか、住民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2節 建築物等災害予防計画

平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成16年10月の新潟県中越地震、平成23年3月の東日本大震災の被災状況等に鑑み、町民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

一方、過去に接近・上陸した台風により、各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生しており、建築物の耐風対策を講じる。

第1 防災対策の推進

- 1 建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じる。
- 2 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加え、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

第2 既存建築物等の防災対策

- 1 御船町耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図るとともに、安全性を満足しないブロック塀等については、補強、撤去、生け垣への変更の手續等、関連する情報提供を行い、避難路（国道、県道、町道、御船町が管理する道路及び学校が指定する通学路）に面するブロック塀の安全確保に努める。
- 2 建築士を対象にした耐震診断講習会の開催や県と連携した町民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。
- 3 既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。
- 4 建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

第3 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

1 防災知識の普及

町は、県と連携し、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

2 落下物による危険防止

町は、県と連携し、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町は、県と連携し、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

第3章 災害予防計画

第2節 建築物等災害予防計画

4 家具等の転倒防止対策

町は、県と連携し、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

第3節 火災予防計画

火災の未然防止を期するためには、町民一人ひとりの防火意識を高めることはもちろん、消防力の充実強化と自主予防の徹底を図るものとする。

第1 火災予防思想の普及徹底

国民生活の水準向上に伴い、火災は年々増加傾向にあり、しかも、その原因の多くは、失火によるものが多く、火災を未然に防止し被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を協力を推進するほか、幼年消防クラブ活動をはじめ、地域住民及び事業所等の自主防災組織の育成強化に努め、火災予防思想の普及徹底を図る必要がある。特に全国一斉に行なわれる春秋2回の火災予防運動には、町としても広報みふね、文書をもって火災予防の普及及び周知徹底を図るとともに、上益城消防組合及び消防団共同による町内巡回、防火診断及び予防査察に努め、火災予防の確立に万全を期するほか、次の計画による行事を実施する。

期間		行事内容
春季火災予防運動	3月1日～3月7日	1 災害予防の広報パレード 2 広報紙、文書（区長）に依頼 3 防火訓練（上益城消防組合）
秋季火災予防運動	11月9日～11月15日	1 火災予防の広報パレード 2 非常呼集（訓練） 3 広報紙、文書による広報 4 町内巡回、防火診断（上益城消防組合）
年末火災予防運動	12月28日～12月30日	1 消防団による年末警戒

第2 消防力の充実強化

1 目的

社会情勢の変化に伴い複雑多様化する災害に対処するため、機動力、消防力の充実を図るとともに機械器具、防火水槽、消火栓等消防施設の整備を図り、また、消防団においても訓練の徹底により、人的消防力の充実を図る。

2 本町消防力の現状

人 口 R4. 4. 1	消防団		現有ポンプ台数		防火水槽及び消火栓数	
	分団数	団員数	積載車	可搬動力ポンプ	防火水槽	消火栓
16,984	8	359	36	40	180	388

地区名	分団名	団員数	ポンプ台数		防火水槽	消火栓
			積載車	ポンプ		
役 場	本 部	4	1	1		
御 船	第1分団	70	5	5	26	80
滝 尾	第2分団	25	2	3	16	41

第3章 災害予防計画

第3節 火災予防計画

地区名	分団名	団員数	ポンプ台数		防火水槽	消火栓
			積載車	ポンプ		
水 越		0	3	5	18	13
七 滝	第4分団	27	3	3	17	46
上 野	第5分団	38	5	5	25	36
田 代	第6分団	16	5	6	22	32
木 倉	第7分団	44	4	4	17	51
高 木	第8分団	46	4	4	15	41
小 坂	第9分団	66	4	4	24	48
	女性消防隊	23	---	---	---	---
計		359	36	40	180	388

機能別団員の消防力 団員117名

上益城消防組合の消防力 ・職員数88名 消防本部27名

上益城消防署32名・山都消防署29名 合計88名

3 上益城消防署の消防装備の現状

種別		配置数	適用
消防車両	消防指令車、広報車、指揮車	3	指揮 2、広報 1
	水槽付消防ポンプ自動車	1	積載ホース 55 本 (1, 100m) 積載泡原液 80ℓ
	消防ポンプ自動車	1	積載ホース 39 本 (780m)
	高規格救急自動車	3	高度救命資器、患者監視装置、 他救急処置器具一式
	救助工作車	1	
	資機材搬送車	1	
	人員搬送車	1	
	支援車	1	
救助等器材	無線移動局	13	
	携帯無線 5W	9	
	携帯無線 1W	32	
	消防無線（基地局 10w w）	2	
	救助用空気呼吸器	20	対酸欠状況及び対煙活動用
	発動発電機	5	出力 900、600、550W、 投光器 500W、コード 30m
	化学泡消火剤	26	約 130 分使用可能
	簡易発泡器	2	化学泡剤使用
	チルホール（可搬式ウインチ）	3	牽引力 2.5 t
	エンジンカッター（金属切断機）	1	火災、事故等の救助用
	三連はしご	3	火災、事故等の救助用
	救助用マット	1	火災、事故等の救助用
	油圧スプレッダー及びカッター	3	火災、事故等の救助用
	エアースー	3	火災、事故等の救助用

種別		配置数	適用
	水難移動艇	12	6名収容
	救命胴衣	23	
	救助用ロープ（100m以上）	4	50m×5 30m×5 ザイル 100m×2 50m×3
	災害用スコップ	14	各種災害用
	削岩機	1	
	ハンマードリル	1	
	ガス溶断機	1	
	可燃性ガス測定器	1	
	送排風機	1	
	バスケット担架	2	
	水中ライト	3	
	投光器	7	
	ポートパワー	2	10t 救助用
気象関係	消防・防災用気象観測装置	1	上益城消防署設置
非常用電源（発電機）		8	2.5kw
化学防護服		5	NBC災害対応
放射線量測定器		17	総務省無償配備
救命索発射銃		1	ミクロ式 救助用
ジェットシューター		8	山林火災防御用
チェンソー		2	山林火災防御用
潜水器具		14	水難救助用

出典：上益城消防組合（基準日：令和3年4月1日現在）

第3 火災予防対策の指導

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の高層化・密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される。このため、町は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

1 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。

また、地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、町は、広報活動等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

2 火災危険区域の設定

市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。本町の、火災危険区域は、次の通りである。

第3章 災害予防計画

第3節 火災予防計画

◆火災危険区域（令和3年5月1日現在）

区域名	特に影響を受ける地区	世帯数 (戸)	人口 (人)	担当消防 機関	公共施設等	避難予定場所
御船	一・二・六丁目・本町	662	1,427	第1分団	御船町役場	法光寺 御船小 御船中
滝川	上・下荒瀬 牛ヶ瀬1・2	635	1,477	第1分団		妙珙寺 法性寺
	迎町 桜町 旭町	229	531	第1分団		スポーツセンター カルチャーセンター 御船中
辺田見	上・中・下 辺田見	794	1,795	第1分団	職業安定所 警察署 消防署 地域振興局 保健所	御船小
滝尾	玉虫	312	762	第2分団		滝尾小
木倉	西往還 西・南木倉	819	1,975	第7分団	スポーツセンター カルチャーセンター	木倉小 スポーツセンター
高木	下高野	453	1,149	第8分団		高木小
豊秋	秋只	309	838	第9分団		小坂小
上野	茶屋の本	32	80	第5分団		七滝中央小

3 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

4 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

6 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

7 幼年、少年、女性（婦人）防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年婦人防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

第4 火災拡大要因の除去

1 火災危険区域の設定

地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼するところにあるので、市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導するものとする。

2 市街地の計画的な不燃化

(1) 避難路沿道建築物の不燃化促進

避難路沿道の建築物の不燃化を促進するために、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。特に周辺市街地の火災危険度が高い路線、利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の地域においては、積極的に防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。

(2) 防火帯（街路樹、垣根等）の整備指導

市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討することとする。また、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進するものとする。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く火災発生の恐れの高い市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。

3 市街地整備事業（土地区画整理事業等）の推進

良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指して、町は、様々な市街地整備事業（土地区画整理事業等）により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

4 建築物の不燃化の促進

町は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進めるものとする。

また、各種説明会やパンフレットにより、密集市街地における住宅の不燃化について普及啓発を図るものとする。

第4節 危険物等災害予防計画

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる恐れがある。

地震に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。

第1 施設の現況

町内における危険物製造所等の施設数は次の通りである。

◆町内における危険物製造所等の状況（令和2年3月31日現在）

製造所	貯蔵所							取扱所			総計
	屋内 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	一般 取扱所	小計	
0	2	0	4	13	2	0	21	14	6	20	41

出典：令和元年度消防年報 上益城消防組合

第2 危険物に係る予防対策

町及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次の通り危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあっては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- 1 施設の耐震化の推進
- 2 災害に関する防災教育、防災訓練の実施
- 3 自主防災体制の確立
- 4 防災資機材の整備

第5節 文化財災害予防計画

第1 文化財の災害予防対策

1 防災意識の向上への取組み

災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から文化財関係業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。町は県とともに分担して、所有者等に対する防災意識の向上を図る取組を行う。

- (1) 町教育委員会及び文化財所有者等は、県主催の各種研修会の開催等を通じて、文化財防災についての意識向上を図る。
- (2) 町教育委員会は、国及び県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組を通じて、所有者等に情報提供と助言を行う。

2 平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

(1) 文化財の所在及び所有者の把握

町教育委員会は、県へ文化財の情報提供に協力するとともに、県では文化財の所在把握のため、文化財類型毎に属性情報をリスト化する悉皆調査を順次進めていく。

(2) 記録の作成

災害時の文化財の被害把握と救出のため、デジタル技術を活用して正確な所在地情報を記録し、県と情報の共有化を図る。

(3) 災害のリスクの把握と周知

町教育委員会及び所有者等は、災害に備えて、災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。

そのため、ハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

(4) 日常的な防災対策の促進

文化財の日常的な防災対策については、文化財の類型や災害の種別毎に文化庁からガイドラインが出されている。

町は県と連携して、所有者等に対してその内容の周知を行うとともに、それらを参照した対策を働きかける。あわせて、対策費用に関する国等の補助や支援制度を紹介する。

また、防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。

(5) 災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震への備えに加えて、風水害は気象情報等で予測ができるため、所有者等に対し、日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

(6) 災害対応に関する体制強化と災害発生時の対応の整理

災害発生時には、被災市町村は避難所運営等の業務で被災文化財の保護等に取り組むことができない場合が多い。

第3章 災害予防計画

第5節 文化財災害予防計画

また、被災文化財の保護には保存修理の専門的な知識が必要になるため、被災した市町村、県、他市町村、文化財防災センター、熊本被災史料レスキューネットワーク等の県内外の関係機関、大学、他県の自治体等との連携が必要になる。

そのため、町教育委員会は県と連携して、災害発生時に関係機関等の支援を受け速やかな災害対応が行えるように、これらの機関等との連絡体制と、災害発生時における支援要請の手順についてあらかじめ整理しておく。

3 防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。

町及び県は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

(1) 消火設備 (①…すべての重要文化財に設置。②～⑩…条件に応じて設置。)

①消火器及び簡易消火用具、②屋内消火栓設備、③スプリンクラー設備、④水噴霧消火設備、⑤泡消火設備、⑥不活性ガス消火設備、⑦ハロゲン化物消火設備、⑧粉末消火設備、⑨屋外消火栓設備、⑩動力消防ポンプ設備

(2) 警報設備 (①…すべての重要文化財に設置。②～④…条件に応じて設置。)

①自動火災報知設備 (すべての重要文化財建造物に必ず設置)、②漏電火災警報設備、③消防機関へ通報する火災報知設備、④非常警報設備

第2 出土文化財・調査記録類の適切な保管

出土文化財・記録類の火災・盗難による消失又は風水害によりき損することを防ぐために、その種類と内容に応じた施設・設備と方法を選択して適切な保管を行う。

町教育委員会は、同様の観点から、保管施設の立地を確認し、保管方法を見直すことにより、出土文化財・調査記録類を適切に保管するよう努めるものとする。

第6節 災害危険区域の指定計画

この計画は、洪水、地すべり等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

第1 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意の上行うものとする。

- 1 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、確認漏れのないように常に現状把握を行うものとする。
- 2 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生する恐れのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。

第2 災害危険地域の現況

災害危険箇所の詳細については、資料編に示すものとする。

- 1 河川で危険と思われる箇所：浸水想定区域【資料2-2】、重要水防箇所【資料2-4】
- 2 土砂災害で危険と思われる箇所：土砂災害警戒区域・特別警戒区域【資料2-3】
- 3 町管理区域で危険と思われる箇所については、御船町地域防災計画において、その区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めておくものとする。

第3 災害危険区域の巡視等

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川及び堤防等の巡視を行うものとし、また、監視のための水防団員（消防団員）を配置するものとする。

第3章 災害予防計画

第7節 防災業務施設整備計画

第7節 防災業務施設整備計画

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進に関する計画である。

また、地震が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、確保を図るものである。

第1 水防施設

水災を防御し、又は被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。

そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

町の所有する水防倉庫並びに水防資材は次の通りである。

所轄別	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町
番号	1	2	3	4	5	6	7	8
倉庫名	田畑	東上野	茶屋本	津ヶ峰	玉来	落合	一丁目	小坂
所在地	大字水越	大字七滝	大字上野	大字田代	大字田代	大字木倉	大字御船	大字陣
実 資 材	蛸木	1	1	1				
	掛矢	2	2	2	2	3	2	2
	ナタ	2	2	2	2	5	2	2
	鋸	2	2	10	2	2	2	2
	鎌	2	2	5	2	30	2	5
	スコップ	10	8	20	5	40	10	10
	ツルハシ	2	2	2	2	20	5	5
	一輪車	1	1	1	1	10	1	1
	照明器					2		
	ハンマー	3	3	3	3	3	2	3
	鍬	2	2	2	2	8	2	2
	番線カッター	1	1	1	1	2	1	1
	かます			50				
	布袋類	50	50	50	50	600		
	どのう袋	400	400	400	400	500	200	200
	杭木	50	50	80	50	100		100
	鉄線 k g	120	120	120	60	300		125
	縄巻	2	2	2	2	6	2	2
	シート	5	5	5	5	50	3	5
	油流出処理剤					75 k g		
	油吸着剤					100 k g		
	オイルフェンス マット					5m		

出典：御船町水防計画書

第2 消防設備

町における消防施設の現況を把握するとともに、消防力の充実を図るため、消防施設等の整備を推進するものとする。

町における消防施設等の現有状況及び上益城消防署の消防装備の現状は、本章第3節「火災予防計画」中の第2「消防力の充実強化」に示す通りである。

第3 救助設備

災害が発生し、人命を救助するために必要な救助用具又は、被災者を救護するための救護用具等の現況は本章第3節「火災予防計画」中の第2「消防力の充実強化」に示す通りである。

第4 通信設備

1 御船町防災行政無線

防災業務上の情報を正確かつ迅速に伝達するため、御船町防災行政無線システムのデジタル化整備を実施し、システムの正常な稼働に努める。

2 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況

県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方气象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。

防災情報ネットワークシステムは、熊本県情報ギガハイウェイを利用して、県庁、広域本部・地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関との間にネットワーク回線を設置し、防災行政無線施設と相互に補完することにより災害時の情報通信体制の確保を図っている。

3 県水防テレメーター等無線施設の現況

水防テレメーター無線施設は、県下主要地点に設置された水位、雨量、潮位、風向及び風速観測局の観測データを県庁監視局で収集解析し災害の未然防止に努めている。その他、県庁と国土交通省熊本河川国道事務所間に無線回線を設置し、国土交通省等関係機関との災害時の通信回線として、災害時の通信確保を図っている。

4 県警察無線施設の現況

県警察無線施設として、県警察本部並びに県下23の警察署に固定局と移動局（無線車）の無線局を設置し治安の維持と防災業務の万全を図っている。

5 国土交通省水防無線施設の現況

国土交通省水防無線施設としては、主として関係事務所及び同出張所等との間に設置し、災害の未然防止と被害拡大の防止に努めている。

第5 防災拠点施設整備計画

御船町庁舎は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持されるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

第3章 災害予防計画

第7節 防災業務施設整備計画

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、井戸等による水の確保、非常用電源設備（自立分散型電源設備）の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

第8節 災害備蓄物資・資機材整備・調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

町及び県は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達や輸送が平常時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

第1 基本方針

- 1 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- 2 町及び県は、住民・事業者が、平常時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- 3 町は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- 4 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認に努める。
- 5 町及び県は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- 6 町、県及びその他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

第2 食料・生活必需品に関する供給方針

1 供給方針

町は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）・生活必需品の確保に努めるものとする。

また、災害時の相互支援体制等により他自治体との食料・生活必需品の供給に関する協力体制の確立に努めるとともに、多様な物資調達先の確保を図るため民間の小売事業者等と協定を締結するなど、食料・生活必需品の供給体制の構築を図るものとする。

2 供給体制の確認

流通備蓄については、救援要請から物資の供給までの時間短縮を図るため、災害が大規模かつ広範囲にわたり、必要な情報の収集が困難な場合を想定し、町は、物資調達協定内容の点検や供給までのシミュレーションの実施などに努めるものとする。

第3章 災害予防計画

第8節 災害備蓄物資・資機材整備・調達計画

3 物資調達方法

町は、民間小売事業者等から物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行うなど、当該民間小売事業者等との連携の強化を図るものとする。

4 応急給水

町（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

5 飲料水以外の生活用水の確保

町、県及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第3 災害用装備資機材の整備充実

1 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

- （１）救出救助用資機材
- （２）照明用資機材
- （３）災害対策用特殊車両
- （４）交通対策用資機材
- （５）情報収集資機材
- （６）その他後方支援用等必要な資機材

2 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平常時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

3 防災関係機関や民間事業者との連携（県知事公室、市町村）

町は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第4 燃料備蓄（県知事公室、関係機関）

町及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

第5 物資の管理・輸送等

町は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平常時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、町は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第9節 自主防災組織育成計画

災害からの被害軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、町民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

第1 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う自主防災組織の結成を促進する必要がある。

1 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進めるとともに、平常時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域の防災活動における意識の向上及び防災知識の習得に努める。

2 町は、御船町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平常時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成促進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

3 県は、町による自主防災組織育成の取組みや自主防災組織と連携した防災訓練を支援するとともに、自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に関する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布等を通じて自主防災組織の活動の充実を図る。

また、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、町と県が連携しながら、その活用を図っていくものとする。

4 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 組織の編成単位

- (1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

2 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

- (1) 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (4) リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

3 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

4 主な活動内容

平常時の活動	災害時の活動
①防災に関する知識の普及 ②地域一体となった防災訓練の実施・参加（市町村や関係団体と連携した訓練等） ③情報の収集伝達体制の整備 ④火気使用設備器具等の点検 ⑤防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認 ⑥危険箇所の点検・情報共有 ⑦避難行動要支援者の把握 ⑧地域内にある他組織との連携促進	①地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達 ②出火防止、初期消火の実施 ③地域内における避難指示等の情報伝達 ④地域住民に対する安否確認及び避難誘導 ⑤避難行動要支援者への避難支援 ⑥救出・救護活動への協力 ⑦避難生活における避難場所、避難所の運営等 ⑧見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握 ⑨避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

第3 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町及び県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

1 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、町、県、消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、町及び県は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

2 対象施設

- （１）中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- （２）石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- （３）多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたる効果が効果的である施設

3 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

4 主な活動内容

平常時の活動	災害時の活動
①防災訓練の実施 ②施設及び設備等の点検整備 ③従業員等の防災に関する教育の実施 等	①従業員等の安否確認 ②情報の収集伝達 ③出火防止、初期消火の実施 ④避難誘導 ⑤救出・救護の実施及び協力 ⑥避難所の運営協力

第4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、御船町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、御船町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

1 地域防災力の向上

町及び地域住民等の自主防災組織は、熊本地震の経験を生かし、災害発生時に町民自ら迅速な対応ができるように日頃から自助・共助（近助）の意識醸成を図るとともに、町は防災リーダー（防災士）の育成などを通じた地域の共働・連携体制を強化するものとする。

第10節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

地震、台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、町等の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、町等防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）を踏まえ、自らの職員及び住民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災意識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

また、町及び県は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

第2 町職員に対する防災教育

地震、台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、町及び県は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

1 教育の内容

- (1) 御船町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 各種災害の原因、対策等の科学的・専門的知識
- (4) 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) 防災システムの操作方法等
- (7) その他必要な事項

2 教育の方法

- (1) 講演会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施
- (4) 図上訓練等

第3 住民に対する防災知識の普及

町及び県は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識及び普及徹底を図るものとする。

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点にも充分配慮するものとする。

1 普及の内容

- (1) 地震、台風、大雨などによる災害に関する一般的知識
- (2) 過去の主な被害事例
- (3) 気象予警報等の種別と対策
- (4) 地震、台風、大雨などによる災害に関する被害想定状況
- (5) 平常時の心得（日頃の準備）
 - ① 住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強、強風による飛散防止等）
 - ② 屋内の整理点検（家具転倒防止、火災の防止、寝所位置等の確認等）
 - ③ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
 - ④ 非常備蓄品（3日分（推奨1週間）：食物アレルギー対応食品等含む食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等）の準備
 - ⑤ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
 - ⑥ 緊急連絡先の確認
 - ⑦ 家族間等による安否の確認方法
 - ⑧ 防災関連情報の入手先及び入手方法（メール配信サービス登録も含む）
 - ⑨ 夕方明るいうちからの予防的避難
 - ⑩ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
 - ⑪ 避難所生活のマナーとルール
 - ⑫ ペットを受入れ可能な避難所
 - ⑬ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- (6) 災害発生時の心得
 - ① 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
 - ② 場所別、状況別の心得
 - ③ 出火防止及び初期消火

第3章 災害予防計画

第10節 防災知識普及計画

- ④ 避難の心得
- ⑤ 自動車運転者のとるべき措置

(7) 建築物に関する各調査の周知

町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

2 普及の方法

(1) 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

(2) 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- ① 県広報媒体の利用
- ② パブリシティ活動の展開
- ③ 映画、ビデオ、スライドの利用
- ④ 広報車の巡回
- ⑤ 講習会、研修会等の開催

(3) 防災訓練等における普及

町は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第4 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

1 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (1) 災害時の身体の安全確保の方法
- (2) 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- (3) 風水害等災害発生のしくみ
- (4) 防災対策の現状

なお、自然災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

2 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模発生時に学校を支援できる体制を整備する。

第5 防災上重要な施設の管理者等の指導

町、県及び防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- 1 避難誘導等防災体制の整備
- 2 自然災害の特性及び過去の主な被害事例
- 3 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- 4 出火防止、初期消火等の任務役割
- 5 防災業務従事者の安全確保
- 6 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

第6 事業所の防災対策の促進

第3章 災害予防計画

第10節 防災知識普及計画

1 事業所の防災力向上

町及び県は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

2 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

町、県及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に中小企業等の支援に当たっては、県、町及び商工会は、連携して事業継続の支援に努めるものとする。

また、県は、国等と連携して、事業所における事業継続計画（BCP）の策定を支援する人材の育成を図るものとする。

3 旅館等に対する災害時の外国人等への対応力強化の支援

県は、旅館等が施設を利用する外国人等に対し、災害発生時に、避難誘導や正確な情報提供等を円滑に行えるよう、対応マニュアル等の作成など対応力強化の支援を行うものとする。

4 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第8 外国人に対する防災知識の普及

町及び県は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災意識を学ぶことができるよう、町等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語

教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするために町職員の対応力向上を図るものとする。

第9 防災相談

町、県及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

第10 防災知識の普及の時期

町、県及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

1 防災の日

毎年9月1日の「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までの一週間の「防災週間」において、災害についての認識を深め、災害の未然防止と被害の軽減に資するための展示等を実施する。

2 防災とボランティアの日

平成7年（1995年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、各種のボランティア活動が大きな役割を果たした。これを契機に毎年1月17日を「防災とボランティアの日」（毎年1月15日～21日防災ボランティア週間）と定め、防災関係機関をはじめ、多くの住民が災害時におけるボランティア活動や、自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えを図ることを目的に各種の催しを行う。

第11 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

町及び県は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を、防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

さらに、町及び県は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。

なお、収集・作成した資料・計画等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

第11節 防災訓練計画

町及び県等の防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、御船町防災訓練では、風水害とともに大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上及び、他の職員の防災に対する危機管理を徹底し、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

2 訓練計画

町は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。

訓練の内容は概ね次の通りとする。

- | |
|---|
| ①情報収集伝達、 ②安否確認、避難所運営、 ③避難誘導、 ④災害警備、 ⑤救出、
⑥医療救護、 ⑦消防、 ⑧水防、 ⑨道路啓開、 ⑩防疫 |
|---|

第2 広域防災訓練

町及び県は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

第3 複合災害想定訓練

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第4 防災関係機関の個別防災訓練

災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- 1 参集（非常呼集）訓練
- 2 災害対策本部等設置訓練
- 3 水防訓練
- 4 消防訓練
- 5 情報収集伝達（通信）訓練
- 6 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む）
- 7 救助・救護訓練
- 8 輸送訓練
- 9 安否確認及び避難所運営訓練
- 10 その他必要訓練

第5 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするために日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町、消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

第6 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

第7 訓練の時期・場所等

1 訓練の時期

「防災週間」や「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

2 訓練の場所

第3章 災害予防計画

第11節 防災訓練計画

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

3 訓練の実施・指導等

町及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

4 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップの活用や、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

5 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

6 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第12節 避難収容計画

第1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（資料3-4参照）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

平成28年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、町は、指定の見直しを行うものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトを検討して動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務課と健康づくり保険課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（1）指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

（2）指定避難所

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から県、町総務課及び町健康づくり保険課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

第3章 災害予防計画

第12節 避難収容計画

(3) その他留意事項

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、町の被災状況に応じて、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所については、避難時の二次被害等を防ぐため、耐震化を順次進めるものとする。

(4) 都市農地の避難場所等への活用

町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 避難路（資料3-5 参照）

(1) 避難路の整備計画

町は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

(2) 災害発生時の安全な避難路の選定

町は、避難所に通じる（法定外公共物の道路を含む。）を避難路として指定するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

3 避難所の環境整備等（資料3-10 参照）

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、パーティション、段ボールベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

第2 避難指示等の発令の判断基準の整理

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りを恐れず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、平常時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

さらに、町は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第3 避難誘導の事前措置

1 避難誘導等の警戒避難体制の整備

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

2 情報伝達手段の整備

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）を活用して、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

また、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

3 指定緊急避難場所等の周知徹底

- （1）町は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平常時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。なお、住民に対する周知徹底に当たって、総合防災マップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- ③ 避難指示等の伝達方法
- ④ 避難後の心構え

第3章 災害予防計画

第12節 避難収容計画

(2) 町は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

(3) 警察は、町との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

4 広域避難及び被災者の運送

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

5 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所等、多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

6 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

7 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、町担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

第4 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。指定管理施設を指定避難所とす

る場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

第5 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子どもの居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

第6 避難所における男女共同参画の推進

災害時の避難所に関して、プライバシーに対する配慮など、男女共同参画の視点をもって運営に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画の役割について、町総務課と町福祉課が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第7 避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平常時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

第8 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置に努めるとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

第9 避難の受入れ

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わ

第3章 災害予防計画

第12節 避難収容計画

らず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第10 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、町及び県は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第11 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

1 住民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

3 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

4 情報提供体制の整備

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 徒歩帰宅者に対する支援

町は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

第12 孤立化地域対策

町及び県は、農地、山地等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の確保を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

第13 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

第14 施設の災害予防対策の推進

町及び県は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- 1 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- 2 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- 3 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- 4 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

第15 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応

町総務課及び町健康づくり保険課は県と連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難場所の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第13節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

第1 避難行動要支援者等支援体制の整備

1 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、御船町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、地域防災計画の定めるところにより、福祉課と総務課との連携の下、平常時より、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（1）避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ① 介護保険法における要介護認定を受けており、要介護3～5の方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方（心臓又はじん臓機能障害のみをもって該当する方は除く。）
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑤ 70歳以上でひとり暮らし、又は、70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ⑥ 上記以外で町長が必要と認めた者

（2）避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先

- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ① 消防機関
- ② 警察機関
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 区長

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(5) 名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(6) 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

(7) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(8) 避難体制の確立

- ① 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。
- ② 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

第3章 災害予防計画

第13節 避難行動要支援者等支援計画

- ③ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。
- ④ 町は、収容避難所の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(9) 防災教育・訓練の充実等

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、御船町地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区長その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は町条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

4 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

(1) 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者（福祉タクシー等）等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

(2) 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのよ

うな支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・相談支援事業所等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

（3）避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日頃から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、自主防災組織等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平常時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

（4）安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日頃から社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

5 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等との宿泊施設の提供に関する協定の締結や、宿泊施設提供事業マニュアルの作成など、関係団体と連携して必要な取組を行うものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルを作成して、関係者の研修・訓練を実施するものとする。

さらに、町は、福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第3章 災害予防計画

第13節 避難行動要支援者等支援計画

6 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設は、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

第2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

1 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、御船町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、福祉課や総務課など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、区長、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の大危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

さらに、策定された避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

なお、個別避難計画は、避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月内閣府策定）を参考とするものとする。

2 避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉課を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平常時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報・高齢者等避難開始等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

3 避難行動要支援者情報の取扱い

第3章 災害予防計画

第13節 避難行動要支援者等支援計画

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区長など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町役場内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、本項前段に記載の関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置を進める。

さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

4 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第14節 医療保健計画

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、適切な医療を提供する必要がある。

また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平常時から町、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

第1 医療施設等における非常用電源等の確保

- (1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第2 災害時における医療救護体制の整備

1 体制整備の基本的考え方

- (1) 町は、医療機関の協力を得て医療救護体制の整備を図る。
- (2) 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。
- (3) 町は、災害が広域的に発生した場合または、被害が甚大である場合には、県と連携し医療救護を実施する。
- (4) 町は、熊本県災害時保健活動マニュアル、上益城地域における感染症・食中毒対策手順書、御船町災害時アクションカード等を元に、災害時の保健医療活動体制の整備に努める。
- (5) 町は、御船町保健医療福祉連携会議等を通じて、日頃から災害時の保健医療活動に関係する関係機関との連携強化に努める。

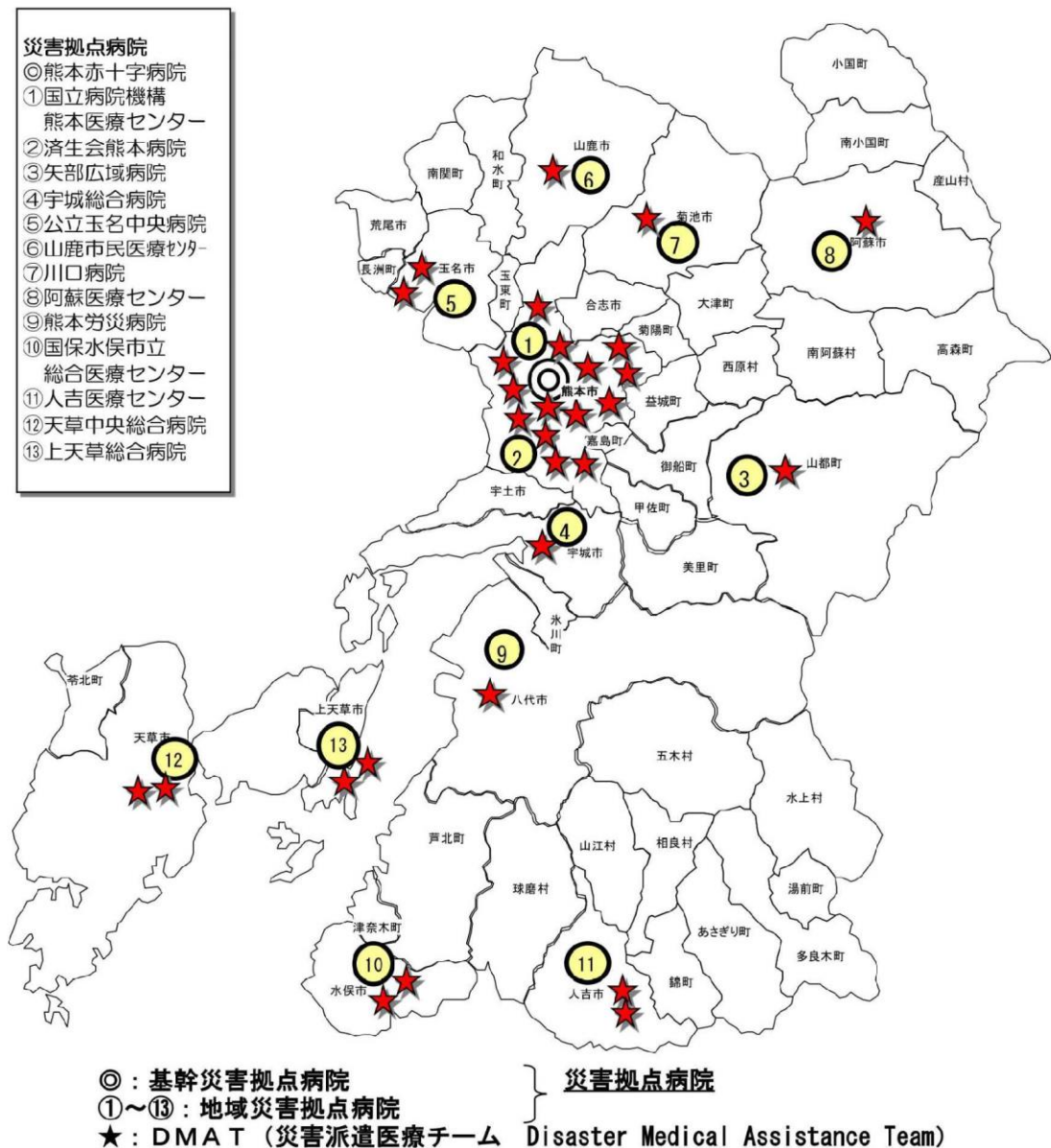
2 医療救護体制の整備

- (1) 町は、各医療関係団体間における災害時の相互支援に関する協定等の締結状況を把握する。
- (2) 町は県と連携し、あらかじめ日赤県支部、上益城医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等医療関係団体及び陸上自衛隊熊本病院の災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の編成状況等の把握に努める。
- (3) 町は、DMATの派遣調整を行う体制を整備する。
- (4) 町は、県と連携を図り医療救護体制の整備に努める。
- (5) 町は、医師会等と連携を図り医療救護体制を整備する。
- (6) 町は災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）派遣調整を行う体制を整備する。
- (7) 各機関、団体は災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。
- (8) 各機関、団体は大規模な災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

平成30年4月1日現在

災害医療圏と災害拠点病院・DMATの現況

災害医療圏：県全体



※熊本DMAT指定病院

医療機関名	チーム数	H35年度末日標準チーム数
熊本赤十字病院	4	
熊本医療センター	4	
済生会熊本病院	4	
熊本大学医学部附属病院	2	
矢部広域病院	1	
宇城総合病院	1	
公立玉名中央病院	2	
山鹿市民医療センター	1	
川口病院	1	
阿蘇医療センター	1	
熊本労災病院	1	
水俣市立総合医療センター	2	
人吉医療センター	2	
天草中央総合病院	2	
上天草総合病院	2	
合 計（15病院）	30	54

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。

阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「防ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられました。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームが速やかに被災地に入り、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待できます。

なお、災害拠点病院は、DMATを保有することが要件とされています（基幹災害拠点病院は複数のDMAT）。

出典：熊本県地域防災計画 資料編

第3章 災害予防計画

第14節 医療保健計画

第3 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- 1 町は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平常時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- 2 町は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に関する機関と搬送に関する連携を図る。

第4 災害時における医療ボランティアとの連携

町は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平常時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

第5 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等の安定供給の確保対策

- 1 町は、災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の供給、医療機器の修理・交換等に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- 2 町は、初動医療のための医薬品等を備蓄するものとする。なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。
- 3 町及び県は、災害時の医療品等の確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- 4 町は、災害時における医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。
- 5 他県からの医薬品等応援物資の受け入れ、他県への支援の際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等との連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。
- 6 町は、断水に伴い自ら応急的な医療用水の供給が困難な場合は、県及び自衛隊等と連携し、医療機関への給水体制の確保に努めるものとする。

第6 災害時における後方支援体制の確保

1 被災地域外医療機関等の協力確保

町は、被災地域内の医療活動で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、県内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

第7 防疫体制の整備

1 講習会、研修会等の実施

町は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

2 防疫班等の整備

- (1) 町は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
- (2) 町は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。
また、町は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を備蓄するものとする。
- (3) 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

3 検病体制の整備

町は、あらかじめ災害時における検病調査班を編成するものとする。

第8 個別疾患等に対する医療の確保

1 難病、人工透析

- (1) 町は県と連携し、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ関係団体との連携の上、町内医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

2 妊婦、新生児

町は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、災害時の医療機関における受入体制の確保に努めるものとする。

第9 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第15節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平常時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、県、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）並びにくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下これらを「NPO等のボランティア団体ネットワーク」という。）は、平常時から連携し、日赤県支部及び熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）との情報共有に努めながら、以下の取組みを積極的に推進する。

第1 地域福祉の推進

町は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平常時から、御船町社会福祉協議会、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。また、町及び御船町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平常時からの連携に努めなければならない。

第2 関係機関との協働体制の構築

- 1 県、県社協、NPO等のボランティア団体ネットワーク、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平常時から相互の役割を明確にし、定期的な連携会議の開催や各種災害を想定した訓練等を共同で実施するなど、連携強化に努めるものとする。また、県は、町、町社協、NPO等のボランティア団体等に対して、その連携の在り方について、ガイドラインを示すなどにより支援するものとする。
- 2 町及び町社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等を通して各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との

連携が円滑になされるよう、平常時から他市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

第3 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備

町社協、県社協及びNPO等のボランティア団体ネットワークは、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

1 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、町内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、町社協及び県社協は、町や県の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

町社協及び県社協は、町や県と連携を図り、平常時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

2 体制整備

県社協は、災害時に町社協又は複数の市町村社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という。）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平常時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて町社協を支援する。

また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

第3章 災害予防計画

第15節 災害ボランティア計画

【参考】県による専門ボランティア登録制度（令和3年12月31日現在）

県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。

	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度
登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月
登録資格	建築士、建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等（建築職）で講習受講者	なし （斜面判定士資格を所有することが望ましい。）	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者
登録者数	1,654人	161人	943人
研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所等の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定
その他		熊本県砂防ボランティア協会（任意団体）を作っている	

第4 ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平常時から県内外の社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。町社協においても同様に、平常時から他市町村社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、県や町、県社協や町社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平常時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

第16節 防災関係機関等における業務継続計画

町、県及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。

なお、町及び県は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- 1 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気、水、食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第17節 受援計画

第1 受援計画の策定

町は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

(1) 総括（共通）

① 応援要請の手順

② 受援体制

(ア) 受援組織の設置

(イ) 受援組織の構成、役割

③ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

① 受援対象業務の整理

(ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

(イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

(ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

② 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

(3) 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

第2 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第3 物的支援

- 1 調達先の確認・確保、要請手順
- 2 受入拠点の確保
- 3 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

第18節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、町、県及び関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設は災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図る。

第1 下水道

下水道の機能が麻痺した場合、町民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

1 対象施設

(1) 管きよ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化の恐れのある地盤等において、管きよの重要度や地盤条件等を勘案した上で、適切な管種や可とう性継手等の材料を選択し、耐災性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

(2) 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震等に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。

また、豪雨時において、施設が浸水により機能停止しないよう、止水板の設置や機器の設置場所の嵩上げ等、耐水化を進める。

2 システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化及び管路の二条化の整備について検討することとする。

3 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

第2 社会福祉施設

町及び県は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- 1 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- 2 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- 3 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- 4 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- 5 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- 6 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

第3 医療施設

町及び県は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- 1 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- 2 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- 3 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- 4 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- 5 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- 6 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

第4 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、町立学校について、設置者は、次に掲げる対策を講じるものとする。

1 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検の上、落下防止等の対策を講じるものとする。

2 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

第3章 災害予防計画

第18節 公共施設等災害予防計画

第5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害発生に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生の恐れがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により災害発生の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため災害からの避難に要する時間を配慮するものとする。

第6 ライフライン機能確保

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第7 災害応急対策の担い手の育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

